



NPO 法人ひょうご消費者ネット・メルマガ

NO.7 2013.8.1.

ひょうご消費者ネット「第7回通常総会・学習会」開催報告

前田 小百合

平成25年6月15日（土）13時30分～15時55分まで神戸クリスタルタワー6階ボランティアプラザ・セミナー室において、ひょうご消費者ネット第7回総会・学習会を開催しました。第1部の学習会（80分）には60名の参加者があり、NIT 情報技術推進ネットワーク代表の篠原 嘉一（しのはら かいち）氏から「ケータイ・スマホの安全な使い方～仕組みを知って被害を防ごう～」というテーマで、ご講演いただきました。



篠原氏 講演風景

現在の子供たちは小学生から高校生まで、何の抵抗もなくネットを使いこなしている。そのツールは携帯電話にとどまらず、ポータブルゲーム機や iPod などの音楽プレイヤーでネットをし、見知らぬ誰かと友だちになって会話をしているが、保護者は気づいていないのが現実です。ネット上の友だちは、スイッチを入れるといつでも都合のいい時に優しく話を聞いてくれるが、話し続けることで、家庭内の情報は漏れ、相手にマークされる人物になってしまう。また悪意のある名簿屋などに情報が転売されると、消費者被害に繋がることもある。

最近ではフェイスブックが人気だが、ネットに残った情報が後日フェイスブックを通じて、親の同僚や就職先の上司の目に触れることもある。悪い書き込みがあれば就職に影響したり、社員評価や結婚に響くことも考えられる。ネットに何かを書くということは、削除しても永久に残り、何万人の目に晒される覚悟をしてサイトに発言する必要がある。また技術の発達した今、あらゆるデータは掘り起こされ、データベースに収まり、お金儲けの手段に使われる可能性を認識することが大切。

スマホは使う人が後から、自由に機能を追加することができる新しい携帯電話だが、そのために購入後もアプリ（ソフト）をスマホに取り込む場合がある。各種の有料・無料のアプリがあり、カーナビなど高機能の処理も可能になるが、中には利用規約で同意を取り、端末内の情報を持ち出すアプリもあり、情報が流出する可能性もあるので注意が必要だ。

スマホの普及で知らない間にトラブルの種を蒔いている現状を理解して使用しなければ、あらゆるトラブルに家族を巻き込んでしまう危険性がある。

アナログ世代にはよくわからない「スマホ」を知りたい!と企画した学習会でしたが、篠原先生がスマホの画面を表示しながらわかりやすく説明してくださいました。多機能で便利なスマホを上手に使い、消費者被害に繋がらない工夫など、中身の濃い充実した学習会となりました。

続いて、第7回通常総会を開催し、平成24年度の事業報告、収支決算、役員改選、役員への交通費支給の件など4件の審議事項について承認されました。次に、平成25年度の事業計画案と予算案の報告があり、無事総会を終了しました。

なお、生活協同組合コープこうべ様より祝電をいただきました。温かい励ましの言葉とお心遣いに感謝し、ここにご披露させていただきます。ありがとうございました。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット

新任理事 自己紹介

三宅 康平



ひょうご消費者ネット理事就任に向けて

本年6月15日に開催されました「ひょうご消費者ネット第7回通常総会」で新しく理事に選任されました三宅です。不慣れではありますが、皆様方のご指導をいただきながら、精いっぱい務める所存です。よろしくお願ひします。

私は1978年に灘神戸生協（現コープこうべ）に入所し、2012年4月、兵庫県生活協同組合連合会に異動しました。35年間通じて、「環境」、「福祉」、「食の安全・安心」、「食育・子育て」などの社会的な課題に組合員と一っしょに参加させていただきました。

今年5月、「ひょうごの消費者市民社会を大学生が創造するワークショップ」に参加しました。18大学から132名の大学生が参加し、消費者市民社会実現のため、どう行動していくかを学び合いました。印象に残ったのは、消費者のポジティブな行動が企業を変えていくことになるということです。商品を買う、選択することが社会を変えることになること、先ずは意識すること。ひょうご消費者ネットの理事として、このことを常に意識して参加したいと思ひます。

藤原 正治



新しく理事になりました藤原です。皆様よろしくお願ひ致します。

現在は西宮北口にあります県立芸術文化センターの相談役をしています。随分昔のことになりますが二十歳代後半の五年間、当時三ノ宮の交通センタービルにあった県立神戸生活科学センターで、消費生活相談の苦情処理を担当しておりました。苦しい時も多かったですが、人の役に少しは立っているんだなという現場ならではの達成感、充実感が、その後の職業としての公務員人生の原点になった様に思います。その時滋賀大学の助教授をされていた清水理事長との出会いもありました。県の消費者行政の所管課長、局長、部長を担当してきましたが、その経験がいささかでも皆様のお役に立てばと思っています。

山口 順子



本年4月から事務局スタッフとして、毎週月曜日に兵庫県母子会館で事務のお手伝いをさせていただいています。某百貨店を退職し、何かお役に立てることがあればと思っていましたところ、消費生活アドバイザーネットワークの西田さんから事務局スタッフのお話をいただいたのが本年2月のことでした。

いきなり理事？なんという大胆な……という感じなのですが、詳細はまたの機会にお話させていただきます。

消費者問題はとても身近な問題であると思います。母が、娘が、こんなことってあるの？というような様々な問題が起こっています。いたちごっこみたいなこともあるようです。これからも勉強させていただきながら、お手伝いさせていただければと思っています。どうぞ宜しくお願い致します。

吉江 直記



皆様、はじめまして。このたび、ひょうご消費者ネットの理事に就任することになりました司法書士の吉江直記と申します。

簡単に自己紹介させていただこうと思います。私は、兵庫県司法書士会で、消費者法関連の部会を担当させていただいてきました。ひょうご消費者ネットでは、平成23年から検討委員として参加させていただいております。趣味は音楽、ギター、アマチュア無線(?)、好きな本は「赤毛のアン」です。

ひょうご消費者ネットは、知識と実績を兼ね備えた、熱心な会員の皆様でいっぱいだと感じています。私自身も、短い期間ではありますが、多くのことを学ばせていただきました。そんなひょうご消費者ネットに、少しでも貢献できるようがんばりたいと思います。皆様、どうぞ、よろしくお願ひ致します。